

地域福祉活動ガイドブック（改訂版）

# 小地域福祉活動のススメ

ふれあい・支え合う  
まちづくりをめざして



ふれあいネットワーク



社会福祉  
法人

福井県社会福祉協議会



このガイドブックは、赤い羽根共同募金の配分により作成しました。

# Contents

<b>Q1</b>	なぜ小地域福祉活動が必要なのですか？	1
<b>トピック</b>	市町村合併と小地域福祉活動	2
<b>トピック</b>	社会福祉基礎構造改革と「地域福祉の推進」	5
<b>Q2</b>	小地域とはどんな範囲を指すのですか？	6
<b>Q3</b>	小地域の福祉活動は高齢者や障がい者のために行うものですか？	7
<b>トピック</b>	ノーマライゼーションの理念と地域福祉	7
<b>Q4</b>	小地域福祉活動を進めていく体制とはどんなものですか？	8
<b>Q5</b>	小地域福祉活動を進めていくポイントはあるのですか？	11
	《活動に使えるツール（道具）編》	
<b>その1</b>	まちづくりを考えるワークショップの基本	16
<b>その2</b>	住民の「支え合いマップ」づくり	17
<b>Q6</b>	小地域福祉活動では個人情報をごどのように扱えば良いのですか？	19
<b>Q7</b>	小地域福祉活動にはどんなものがあるのですか？	20
<b>事例①</b>	地域全体が家族「困ったときはみんなで解決・支援！」（大野市社会福祉協議会）	20
<b>事例②</b>	心をひとつに…3万本の灯火「いけだエコキャンドル」（池田町社会福祉協議会）	21
<b>事例③</b>	ふれあいサロンと地域密着型小規模多機能ホームとの交流（おおい町社会福祉協議会）	22
	参考文献	23
	各市町社会福祉協議会への問い合わせ先	24

## Q1 なぜ小地域福祉活動が必要なのですか？

A

住み慣れた地域での安心で豊かな暮らしは、住民みんなで創りあげるものだからです。

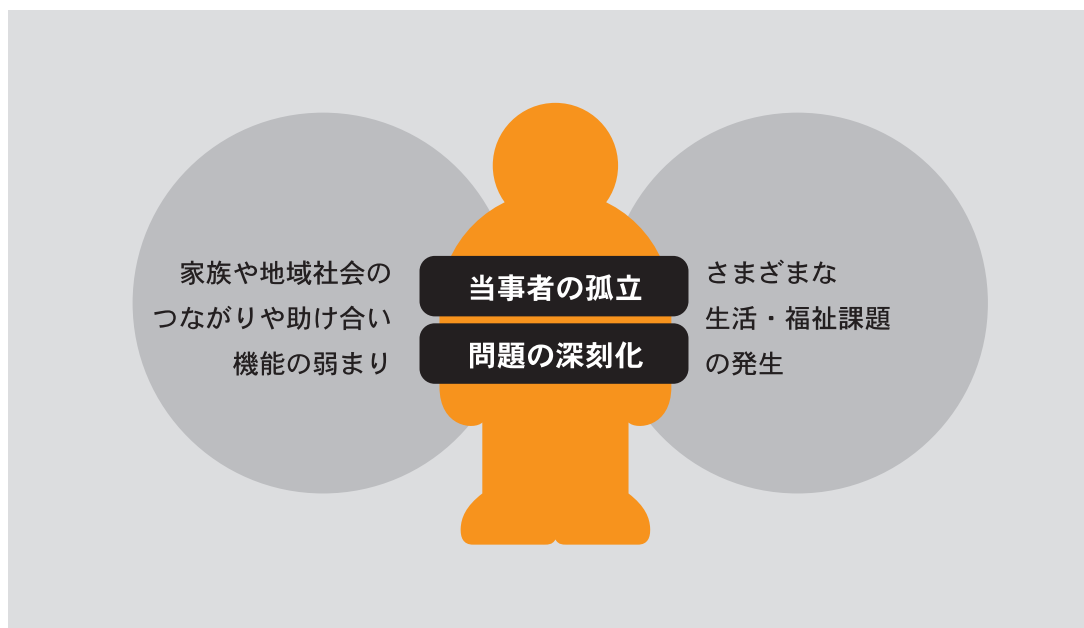


### 解説

地域社会では昔から、「困ったときはお互いさま」という考え方を基本に、ご近所同士が協力し合ったり、家庭内で解決できないこともお互いに支え合ってきました。

しかし、都市化や産業化が進んだ現代社会では、家族形態が変化し、都市部では核家族化が進み、農村部では高齢化と過疎化による家族規模の縮小が見られるようになり、近隣でもお互いにあまり干渉し合わない風潮が広がりつつあります。

その結果、さまざまな生活のしづらさや、子育てや介護などの福祉課題が生じて、家族や地域社会のつながりが弱く、助け合いの機能が弱まっているため、問題を抱えた当事者が孤立し、問題自体がより深刻になる傾向さえあります。

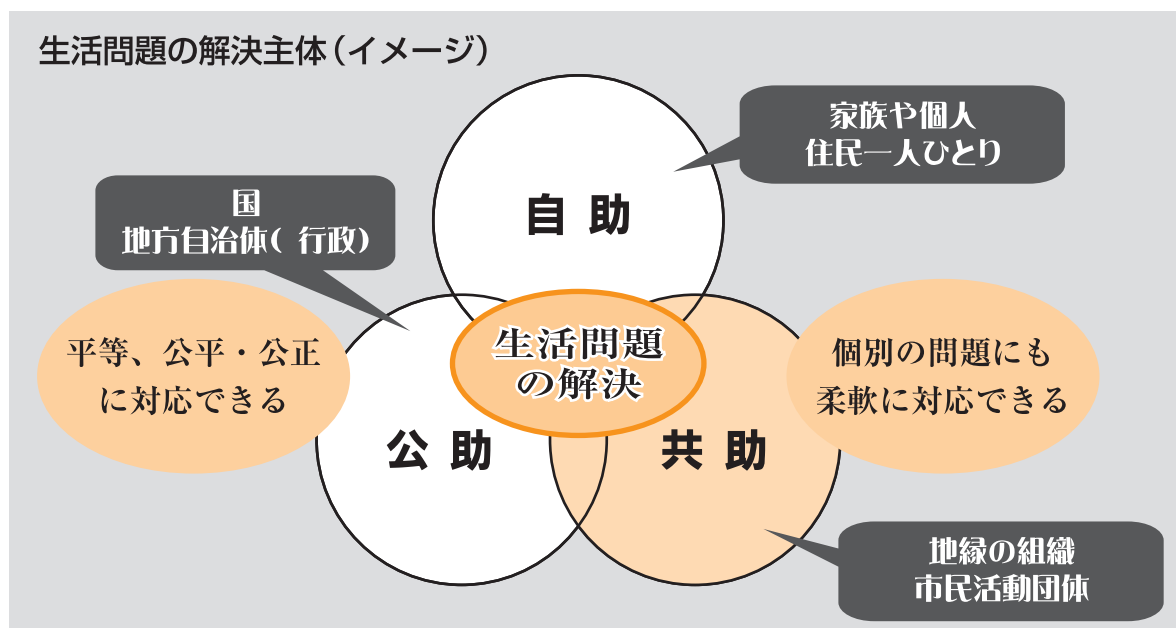


たとえば、認知症高齢者や障がい者が地域社会の一員として、自立した生活をおくるためには、公的な福祉サービスの充実もさることながら、当事者の孤立化を防ぎながら、家族や地域社会の助け合いの力も強めていく必要があります。

また、近年頻発する地震や豪雨といった自然災害のほか、高齢者等を狙った悪質商法や児童の誘拐など、犯罪にも強い地域づくりをすすめるには、そこに暮らす住民の主体的な関わりが不可欠となっています。

誰もが望んでいる「住み慣れた地域での安心して豊かな暮らし」を実現するためには、お互いに顔が見える小地域ですべての人が同じ地域の住民として、つながりと思いやりを持って支え・助け合うという「共に生きるまちづくり」を進めていくことが重要です。

小地域福祉活動とは、地域住民が無理なく、さりげなく、普段の暮らしの延長として取り組める福祉活動です。とりたてて特別な事をするのではなく、常にふれあいや支え合いを意識しながら、自分にできる範囲のことを継続的に行っていくことに大きな意味があります。



## トピック

### 《市町村合併と小地域福祉活動》

全国的に進められた「平成の大合併」で、福井県内の市町村数が平成18年3月には17市町に再編されました。

合併によって、市町村の規模は拡大し、広域化します。自治体はそのスケールメリット（規模効果）を活かして、行政サービスの効率化とコスト削減、財源力の強化、広域的な施設整備や地域の活性化などを図ろうとしています。一方で各種サービスの画一化や質の低下、新しい市町に対する住民の愛着や連帯感の薄れなども懸念されています。

しかし、「平成の大合併」など地方分権の意義は、国の役割を見直し、自治体による自主的な地域づくりを推進することにあります。そのための条件として、地域住民による自己決定や自己責任の仕組みづくりが不可欠になっていると言えます。

市町村合併は、スケールメリットもさることながら、住民の地域づくりへの参加を基本に、より身近な地域に根ざした小地域福祉活動を推進していく絶好の機会と考えることができます。

## あなたの身の回りで、気になるこんなことはありませんか？

### 1 85歳の夫を84歳の妻が介護

夫（85歳）は肺機能障害で在宅酸素の生活。  
妻（84歳）が介護疲れで入院。



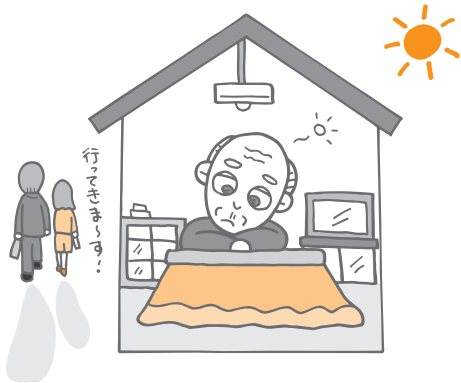
### 2 脳卒中で倒れ、閉じこもりに

元気な頃は、近所でも評判の“おしゃべり好き”  
だったKさん（60歳）。  
病気で倒れてから閉じこもりがちに…



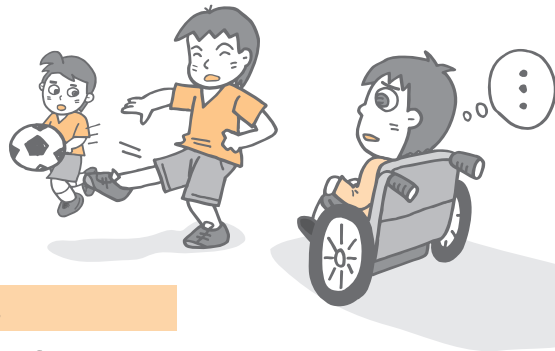
### 3 昼間ひとり暮らし高齢者

Mさん（83歳）は、足の筋力が落ちて、今では居間のこたつで1日を過ごす生活。次第にもの忘れもひどくなり、このままでは寝たきりに…。家族は仕事勤めで、日中は一人で留守番。



### 4 子育てに不安

核家族で団地に住む若い母親のAさん。  
はじめての子育てに少しイロローゼ気味。

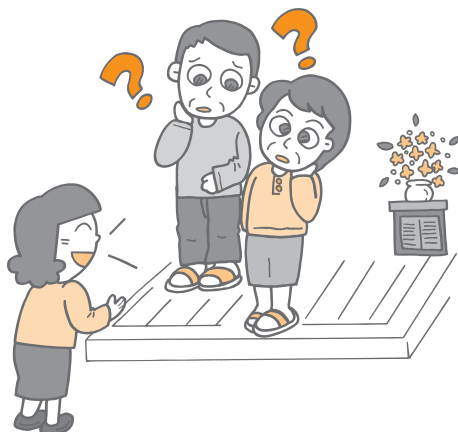


### 5 遊び友達がない障がい児

学校では元気なB君も、障がいへの  
理解がすすまず、地域では一人ぼっち…

## 6 情報が伝わらない障がい者

Ｔさん夫婦（夫54歳、妻51歳）は聴覚障がい者。町内会役員が町内のゴミ出しの日と場所の変更を伝えにきたが、細かな内容がわからない…



## 7 サービス利用を断る家族

3世代同居の世帯。おじいさんは目が少し不自由。保健師さんからおじいさんの散歩の付き添いと話し相手のボランティアの依頼が社協にあったが、息子からは「家族で対応できるから結構です」という断りが…



## 8 お手伝いをしたいけれど言い出せない

認知症高齢者を介護する近所のCさん。経験を活かして、「私にできることがあれば」と思う反面、お節介りかも…



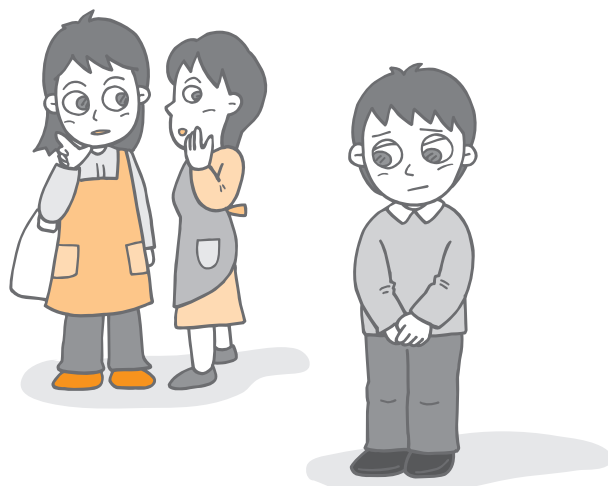
## 9 亡くなってから1週間後に発見

近所のことなら何でもわかって思っていたが集落で死後に発見…



## 10 障がいに対する無理解

精神障がいに対する理解がすすまず、かかわりを避けるなど…



## トピック

### 《社会福祉基礎構造改革と「地域福祉の推進」》

戦後50年、日本の社会福祉は行政による「措置」という制度を基礎にしてきました。こうした制度は、戦後の混乱期に大きな役割を果たしましたが、今では、著しい経済状況の変化とともに、ノーマライゼーション<sup>\*</sup>の理念の普及、少子・高齢社会がすすんだために、福祉や生活を取り巻く環境も様変わりしています。

国では平成9年から、これまでの社会福祉の基礎構造を改革しようと、その内容についての検討を行い、平成12年に、新たにその改革を実現する「社会福祉法」を公布・施行しました。

#### 社会福祉基礎構造改革の考え方

##### 改革の基本的方向

1	サービスの利用者と提供者の対等な関係の確立
2	個人の多様な需要への地域での総合的な支援
3	幅広い需要に応える多様な主体の参入促進
4	信頼と納得が得られるサービスの質と効率性の向上
5	情報公開等による事業運営の透明性の確保
6	増大する費用の公平かつ公正な負担
7	住民の積極的な参加による福祉の文化の創造

##### 社会福祉の考え方

- 国民が自らの生活を自らの責任で営むことが基本
- 自らの努力だけでは自立した生活を維持できない場合に社会連帯の考え方に立った支援を行う
- 個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で、その人らしい自立した生活が送れるように支える

こうした改革の考え方を土台にしている社会福祉法では、その第1条に「地域福祉の推進」という法の目的が新たに位置づけられ、第4条でその内容を以下のように示しています。

#### （地域福祉の推進）第4条

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

〔オレンジは福井県社協による〕

<sup>\*</sup>ノーマライゼーションとは「障がい者や高齢者が暮らしやすい地域社会こそノーマル(普通)である」という考え方。



## Q2 小地域とはどんな範囲を指すのですか？

A

普段の暮らしの中で、日常的にお互いの顔が見える範囲をイメージしてください。



### 解説

小地域とは、住民にとって生活の「基礎となる単位」であり、普段から住民同士が顔を合わせたり、あいさつを交わしたりする範囲を指します。

地域によって違いがありますが、「向こう三軒、両隣」といった近隣の範囲から、自治会・町内会が組織されている範囲、同一の小・中学校に通う範囲が想定されます。

たとえば、同じ市内、町内で事件や事故が起きたとき、それをごく身近な地域のこととして不安に感じたり、他人事とは思えない場合もあります。

ひと口に「小地域」といっても、決められた範囲があるわけではないので、生活問題や福祉課題の内容、必要とされる対応の仕方などによって、その捉え方も変わってきます。

### 小地域のイメージ



## 地域福祉活動における小地域の捉え方（特徴）

地域福祉活動を進めていく「小地域」をイメージするには、次のような特徴を踏まえると良いでしょう。

小地域の特徴	特徴に基づく区域の捉え方
①日常生活を送り、日常的に住民同士の顔が見える場	・小地域は、日常生活を送る基本の区域 ・日常的に顔の見える範囲で、住民同士が話し合ったり、交流することができる範囲
②住民による自治活動が行われる場	・自治会などが設置される基本区域 ・住民が協力し合って地域自治を行う範囲
③生活のしづらさや生活課題に気づいたり、発見（把握）できる場	・顔が見え、生活のしづらさや問題を抱えている人の存在に気づきやすい範囲 ・問題の早期発見と対応がしやすい範囲
④生活課題の解決に向けてさまざまな人や機関が活動を行える場	・地域の生活課題に対して、日常生活の中で解決に向けた活動が展開される範囲 ・活動に住民が気軽に参加できる範囲

## Q3 小地域の福祉活動は高齢者や障がい者のために行うものですか？

A

小地域福祉活動は、同じ地域で暮らすすべての人にとって、暮らしやすいまちづくりを目指すものです。



### 解説

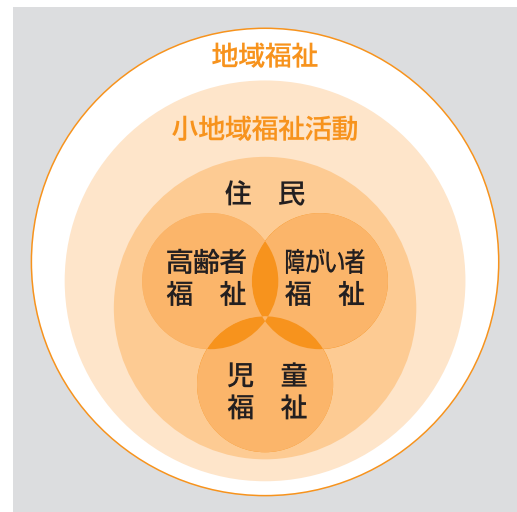
これまで福祉といえば高齢者（老人）福祉、障がい者福祉、児童福祉など、対象者によって区別することが一般的でした。

しかし、小地域福祉活動では「同じ地域で暮らす住民」のすべてが主人公になります。そこでは、高齢者や障がい者等が感じている困りごとが、同じ地域で暮らす住民にとっても地域の課題（暮らしにくさ）になっていることが多いということです。

高齢になっても、障がいをもって、誰もが自分らしく生きがいをもって暮らせる地域をつくっていくことは、私たち地域住民の願いです。

高齢者や障がい者等が安心して暮らせるまちは、同じ地域で暮らすすべての住民にとっても暮らしやすいまちであることは言うまでもありません。

つまり、小地域福祉活動は「他人のため」を超えて「私たち」のために取り組む活動です。



## トピック

### 《ノーマライゼーションの理念と地域福祉》

ノーマライゼーションの理念は、「障がい者を特別な人と見るのではなく、障がい者が社会の一員として生活できるような環境や条件が整い、ともに生きる社会こそがノーマル（普通）である」という考え方を基本にしており、デンマークのバンク・ミケルセン氏によって提唱されました。

この理念は、その後、北欧やアメリカで発展し、国連の「障害者の権利宣言」（昭和50年）にも大きな影響を与えました。

日本でも、「国際障害者年」（昭和56年）以降に、この理念が普及し、今では障がい者だけでなく、高齢者や子どもも含め、すべての領域に共通する基本的な考え方になっています。

地域福祉が目指すものも、こうしたノーマライゼーションの考え方に基づいており、すべての人が社会の一員として共に地域で支え合い、互いを尊重しながら生き生きと暮らせる地域づくりを進めることにあります。

## Q4 小地域福祉活動を進めていく体制とはどんなものですか？

A

活動をすすめる推進組織（地区社会福祉協議会など）とキーパーソン※1（福祉委員など）は「車の両輪」の関係です。



### 解説

小地域福祉活動を進めていく体制としては、地域住民の社会福祉への関心と参加への意識を高めながら、活動の流れをつくっていく推進組織（地区社会福祉協議会などの名称が一般的。以下「地区社協」と、アンテナ役として地域の課題を掘り起こしたり、活動を仕掛けていくキーパーソン（福祉委員、福祉推進員など。以下「福祉委員」）の存在が欠かせません。まさに両者は「車の両輪」と言えます。

地区社協では主に活動に必要なネットワークづくりや、継続的に活動を行うための基盤づくりを担い、福祉委員は地区社協との連携を図りながら、小地域での見守り・支え合い活動と福祉活動への参加を促すためのさまざまな普及・啓発活動を担います。

こうした体制づくりには、市町社会福祉協議会（以下「市町社協」）による積極的な働きかけが不可欠であるため、福井県内の市町社協では、推進組織としての「地区社協」の設置とキーパーソンとしての「福祉委員」の配置など、活動の基盤づくりに取り組んでいます。

〔表1〕福井県内における地区社協の設置、福祉委員の配置状況（平成20年10月31日現在）

地区社会福祉協議会等	8市町	141地区	〔平成20年 小地域の福祉資源に関する基礎調査〕 （福井県社協）より
福祉委員等※2	13市町	3,969人	

## 1. 地区社協などの推進組織

### (1) 「地区社協」とは

小地域で福祉のまちづくりを進めるための地域住民による任意の団体です（※地域によっては「地区ふくしの会」など名称が異なります）。一般的に、小学校や公民館が設置されている単位で組織化されている例が多いですが、その区域の状況を踏まえながら、地域に合った方法で福祉活動を展開しています。

市町社協は地区社協による諸活動に必要な財政支援をはじめ、情報提供、地区社協間の連絡調整などの支援を行います。また、一つの地区で対応・解決できない、あるいは各地区社協が共通して抱える課題は、地域全体の福祉課題として、市町社協が地区社協と協力してその解決に取り組んでいきます。

※1 キーパーソン…鍵を握る人、欠かせない存在

※2 福祉委員の名称は、「福祉推進委員」や「福祉協力員」など地域によって異なります。

**(2) 推進組織の構成員**

自治会や町内会をはじめ、婦人会や子ども会などの住民組織の代表者や民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティアなどの地域福祉活動に関わる人、老人クラブや障がい者団体等の当事者組織の関係者で構成されるのが一般的です。

**(3) 推進組織の活動例**

1	<b>地区社協の組織運営、基盤強化のための活動</b> 地区福祉大会／バザー／役員研修 など
2	<b>住民への広報啓発活動</b> 住民座談会／福祉講演会／ボランティア講座／介護教室 など
3	<b>生活のしづらさを抱えた人に対する支援活動</b> 訪問活動／安否確認・見守り活動／配食サービス／家事援助ボランティア など
4	<b>地域交流活動</b> ふれあい・いきいきサロン／世代間交流事業／一人暮らし高齢者の集い など
5	<b>関係団体による福祉活動への協力の呼びかけ</b> 共同募金運動への協力／福祉施設の行事への協力／献血運動 など
6	<b>調査活動</b> 高齢者や障がい者に関する実態調査／地域環境調査 など
7	<b>市町社協等への協力</b>
8	<b>行政等関係機関への問題提起</b>
9	<b>小地域ごとの福祉活動計画づくり</b>

**2. キーパーソンとしての福祉委員****(1) 福祉委員とは**

福祉委員とは、同じ地域に暮らす住民の立場で、「気になる人」や「気になること」への気配り・目配りを行い、市町社協と協力しながら、民生委員・児童委員（協議会）との連携や近隣への働きかけを行っていく、地域福祉活動の協力者（ボランティア）です。

この福祉委員の仕組みは、法令や条例に基づく制度ではなく、市町社協が支援する住民参加の仕組みのひとつです。

**(2) 福祉委員の委嘱方法**

設置する地域によって異なりますが、およそ30～50世帯に一人の割合で、区長等の推薦に基づいて、市町社協の会長が委嘱しているケースが一般的です。

### (3) 福祉委員の任期・資格

任期も地域によって異なりますが、おおむね2年とする場合が多いようです。

地域への関心や福祉に対する理解と熱意があれば、特別な資格を要しません。しかし、地域の中の弱い立場の人たちの生活に寄り添っていく活動であり、公平性や中立性も求められます。また、個人としての思想信条は自由ですが、福祉委員としての活動を特定の団体や宗教等のために利用することがあってはなりません。

### (4) 福祉委員の役割

1	<b>担当区域内のニーズの把握</b> 訪問活動や日常生活の中で、担当区域内の問題に気づいたり、また井戸端会議等で「気になること」を見聞きするなどして、ニーズを把握する役割が求められます。
2	<b>各区域内での福祉活動のリーダー</b> 問題の解決のためには、近隣の住民や地域のボランティアの協力が必要です。そのため、活動への参加を呼びかけたり、協力者や仲間づくりを進めるなど、福祉活動のリーダーとしての役割も求められています。
3	<b>民生委員・児童委員など福祉関係者への連絡と協働</b> 民生委員・児童委員と福祉委員の位置づけや役割の違いを〔表2〕にまとめました。福祉委員の活動上、把握したニーズや福祉問題は各区長や民生委員・児童委員などの関係者と、定期的にあるいは随時連絡を取り合うことが求められます。
4	<b>社会福祉協議会事業への協力</b> 社協が進める地域福祉活動への協力と連絡調整のほか、社協会費、共同募金、歳末たすけあい募金など集納活動やこれらの財源を活用した取り組みへの協力も想定されます。

〔表2〕 民生委員・児童委員と福祉委員の位置づけや役割

	民生委員・児童委員	福祉委員
位置づけ	民生委員法（法規設置） 厚生労働大臣の委嘱 法的権限、委任事務あり	市町社協の任意設置 市町社協会長の委嘱 法的権限、委任事務なし
担当区域	複数の自治会を担当 （150～350世帯に一人）	自分の暮らす生活圏域を担当 （おおむね50世帯に一人）
役割	民生委員法14条に基づく。 世帯調査の実施や相談援助活動、行政や関係機関との協働活動、専門的な福祉情報の提供、連絡通報活動、利用者の権利擁護・代弁機能、地域内ネットワーク構築など	各社協の設置要綱等に基づく。 良き隣人として、暮らしの中での見守り、声かけ、気になる人・問題の発見、民生・児童委員や関係機関への情報提供、社協行事への協力、住民の福祉意識啓発など

## Q5 小地域福祉活動を進めていくポイントはあるのですか？

A

みんなで取り組む  
小地域福祉活動のポイントは次の9つです。



- 1 (この)まちや地域にこだわる
- 2 まちづくりの夢を描く
- 3 自分(ひとりの住民として)の目線で考える
- 4 何気ない日常に目をこらす
- 5 住民同士のつながりを意識する
- 6 専門家と知り合い・つながる
- 7 問題を分かち合う
- 8 問題を絞り込み、活動を組み立てる
- 9 活動をふり返り、評価する

### 解説

#### 1 (この)“まちにこだわる”とは「地域の良さを知る」ことです。

小地域福祉活動に取り組むとき、私たちはつい自分の住む地域にはどんな困りごとがあるのか、住民はどんなことに生活のしづらさを感じているのかなどを探すところからはじめがちです。

しかし、小地域福祉活動において最も重要なのは、「この地域ですっと住み続けたい」とすべての住民が思えるような地域をつくっていくことです。そのために自分の暮らす地域の良いところ、自慢できるところなど地域の特徴をみんなで共有し、さらに良くしていこうという姿勢が、実は「地域福祉の推進」に欠かせない視点なのです。

活動に先立ち、地域の特徴をつかみ、地域での暮らしや、このまちでの暮らしにこだわる理由をしっかりと見据えることが重要です。

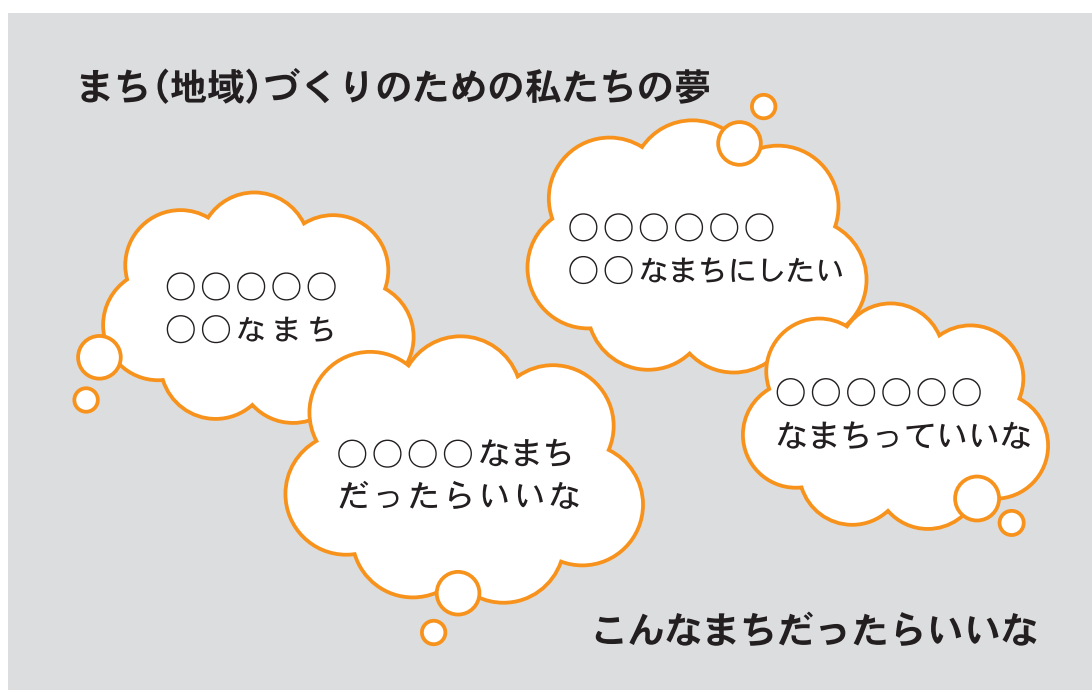
## 2 みんなの“まちづくりの夢”を「共通の目標」にしましょう。

次のポイントとして、「この地域でずっと住みたい」とすべての住民が思えるようなまちづくりに向けた共通の目標を描くことが必要です。

人はそれぞれ自分の生活や将来に夢や理想を持っていますが、普段はあまり意識することもなく、個人的な事として心の内に秘めているものです。

しかし、そうした夢や理想の中には少なからず地域（社会）全体で分かち合うべき内容が含まれていることがあります。それらを共有し、共通の目標とすることで、住民一人ひとりが自分の夢や理想の延長線上に、地域の目標を位置づけることができます。

子どもから高齢者・障がい者まで、世代の違いや障がいの有無などに関わらず、「すべての人が望む」まち（地域）の姿を描いてみるのが大切です。



## 3 “自分(住民)の目線”で考え、まずは「気になること」からはじめましょう。

「地域の福祉問題は何か」を考え始めると、ついつい深刻になりがちです。もちろん地域には深刻で、重大な問題もあるので、住民の側からするとそれらを「住民の手には負えない」ものとして、関わることに重荷を感じてしまう場合もあります。

問題探しのコツは、「気になることから始める」ことです。自分自身の生活で気になること、ご近所づきあいの中で気になること、井戸端会議の中で聞いた気になること、ニュースで聞いた気になること、などで良いのです。

重要なのは、今まで気になっていながらどうしていいか分からずにそのままにしておいたこと、聞き流していたことを、「一度みんなで考えてみよう」と投げかけていくことから始めることです。

## 4 何気ない“日常に目をこらし”て「さりげない活動」を探しましょう。

暮らしの中に「気になること」があったとしても、それがすぐに「解決すべき問題」になるわけではありません。「気になること」を見つけたら、次はその周囲にある「さりげない活動」がないかも探してみましょう。

### 「気になること」の周りにこんな「さりげない活動（人）」はありませんか？

- 気になる人自身が実は問題解決のために自分でしていること
- 気になることにすでに関わっている（交流している）人
- 気になる人が定期的に通っている場所（たまり場）
- 気になる人がいざというときに頼っている人
- 気になる人を普段から見守っている人
- 近所で世話好きな人
- 関係機関や専門職、福祉サービスの利用につなげている人 …など

こうした活動や人の存在は、小地域だからこそ見えてくるものです。

さりげない活動をつぶさに見ていくと、必要な支援を、住民の流儀や手ですでに担っている部分があることがわかります。

小地域福祉活動を進める際には、こうした自然な営みを壊さない配慮も必要です。

## 5 “住民同士のつながりを意識”して、「協力者・組織を開拓」しましょう。

支援に必要なのは、住民が目標を共有するような協働の場です。さりげない活動に見られるように、住民は「ミエミエではない、お互いさまのやりとり」を好みます。

近隣で活動に協力してくれそうな人や組織がないかを探すときも、関わりに必然性のある人や組織を見つけることが大切です。そして、当事者にすでに関わっている人や組織、頼りにしている人などを本人の意向を尊重しながら、支援体制を組み上げていきます。

それでも足りない部分は、例えば定期的に訪れる新聞配達員や郵便配達員などの協力を得たり、かかりつけの病院やお寺、商店なども当事者にとって居心地のいい場所などを無理なく巻き込んでいく知恵が必要です。

協力者や組織に限らず、あらゆる地域資源を「ふだんのくらしのしあわせづくり（ふくし）」の視点で見たり、どう活用できるのかということをもみんなで発想してみることも、大事な視点です。



## 6 “専門家と知り合い・つながり”、「活動に巻き込んで」いきましょう。

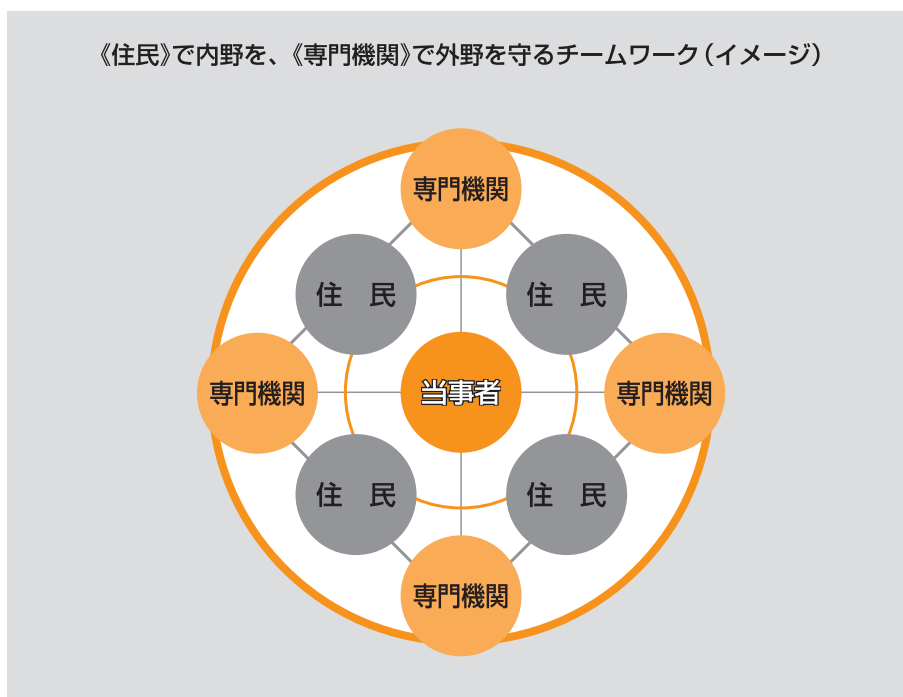
小地域にある問題は、住民の活動だけで解決できるとは限りません。一方で、地域には住民の暮らしを支えているさまざまな専門機関が存在しています。

ただし、それぞれの専門機関は、その役割に応じて、支援できる範囲や内容も異なります。どこが、どのような場合に、どのような支援をしてくれるかを日常的なやりとりを通じて把握しておくことが大切です。

また、小地域福祉活動を通じて、埋もれていた問題が発見され、日常的に専門機関とのやりとりが密になってくれば、専門機関も今まで以上に地域に出向くことになり、早期にきめ細やかな対応が進んでいくことにもつながります。

このように住民が参加する小地域福祉活動とさまざまな分野の専門的支援がつながり合っこそ、問題を抱えた当事者の生活を支えていくことができます。

《住民》で内野を、《専門機関》で外野を守るチームワーク(イメージ)



## 7 “問題を分かち合う”「関わる人たちを結びつけ」ましょう。

当事者にとって、同じ悩みをもつ仲間との出会いは、思いを共有したり、共に学んだり、お互いが助言し合えるという点で、非常に効果的です。

そこでは、当事者が支えられるだけの立場ではなく、時には「支える側」としてお互いに支え合っていく関係が築きやすくなります。

また、人の悩みを知ることで、自分の問題を客観的に見つめ、解決に必要な手段や情報を自分で見つけたり、支援の手立てを自ら組み立てていく力を養うことにもつながります。

当事者同士や問題解決に動いてくれる人たちが出会う場づくり、つながる機会づくり、お互いに支え合う仕組みづくりをすすめていきましょう。

## 8 “活動を絞り込み、活動を組み立て” ましょう。

小地域福祉活動には、大きく分けて、「見守り支援型」の活動、「地域交流型」の活動、「生活支援型」の活動があります。

それぞれの活動を組み立てる際のポイントは、次のとおりです。

### 見守り支援型 …当事者の安否確認を目的に行う活動など

- 当事者を気にかけている人を探す
- 定期的に訪問する人を活用する
- 日常生活の中にあるサインを見逃さない（カーテンの開閉や電気の消点灯など）
- 気がかりな様子が見られたときの連絡網をつくっておく

### 地域交流型 …ふれあい・いきいきサロンなどの拠点で交流を目的に行う活動など

- 世話好きな協力者を探す
- できるだけ小規模で、地域の各所で分散して行う
- なるべく対象者は限定しない
- 当事者や参加者の主体的な時間の過ごし方を大切にする

### 生活支援型 …日常生活のちょっとした困りごとへのお手伝いを目的に行う活動など

- 技能や技術を持った住民を活用する
- 取り組みの目的をあまり限定しない
- 気兼ねなく、お互いさまで支え合う仕組みを検討する（有償化、時間通貨の設定など）
- 緊急時の対応と専門機関への橋渡しの仕組みを構築する

《県内で取り組まれている活動事例は、20 頁以降をご覧ください。》

## 9 “活動をふり返り・評価” しましょう。

活動後、もしくは活動中でも一定期間ごとに活動をふり返ったり、評価することが重要です。

共通の目標の実現に向けて、具体的にどんな成果があったのか、取り組みの中でどんな問題が生じたかなど、良かった面、悪かった面を点検していきます。

定期的なふり返りの機会を持つことは、活動を通じて掘り起こされた地域課題を見逃さず、次の新たな活動のテーマや取り組みを考えていくきっかけにもなります。

活動の企画と実施、ふり返りから新たな活動の展開を循環させていくことで、小地域福祉活動の根が深まり、輪も広がっていきます。






## 活動に使えるツール(道具)編

## その1

## まちづくりを考えるワークショップの基本\*

\*ワークショップ…共同作業

用意するもの	1人1枚のカード(付せん紙)、グループごとにマジック、模造紙1枚
進め方	4つのテーマを、以下の1~4の順に一つずつ丁寧に進める。 グループのなかで、一人ひとりがカードを紹介しながら話し合う。
ポイント	このワークショップでは、類型化したり、分析したりはしない。お互いが自分の思いを語り合い、これからすすめていく活動の意義とイメージを分かち合うことを大切にする。

<b>1</b> 私たちのまちのいいところ 	<b>3</b> どんなまちにしていきたいか 
<b>2</b> まちの中で気になっていること 	<b>4</b> 私たちにできること 

## ..... テーマの解説 .....

**1** 私たちのまちのいいところ

地域のポテンシャル(潜在的な力や可能性)を確認する。  
このまちのいいところを「さらに良くしていくこと」が『地域福祉の推進』です。

**2** まちの中で気になっていること

少し目先を変えたら、地域のなかで困っていることもある。近隣で気になっていることをあげてみる。こうした日常の生活課題を「解決していくこと」が『地域福祉の推進』です。

**3** どんなまちにしていきたいか

私たちのまちがどんなまちだったら良いか、希望や願いを自由に語り合う。  
自分のまちの将来に向けて「夢やロマンを語り合う」のが『地域福祉の推進』です。

**4** 私たちにできること

そのために私たちにはどんなことができるのか、できるだけ具体的に実現できることを提案する。私たちのまちを、私たちが創っていく「実践のみちしるべをつくる」ことが『地域福祉の推進』です。



活動に使えるツール(道具)編

その2

住民の「支え合いマップ」づくり

住民の「支え合いマップ」とは、小地域に注目して、その地域における住民同士のふれあいや支え合いの状況を、住民（世話焼きさんや当事者）に聞き取りをしながら、住宅地図上に落とし込むものです。

一般的には、地域の「一人暮らし高齢者」や「生活のしづらさを抱えた人」宅や福祉センターや民生委員等の福祉資源の位置を地図上に落とし込んだ「福祉マップ」がありますが、「住民の支え合いマップ」は、さらに「気がかりな人」の地域での交流の様子や関わっている人の有無、「世話焼きさん」の所在なども書き加えていくものです。

このような住民の「支え合いマップ」はまさに「住民の目線」で作られるものであり、そこには日常的な「住民の営み」が表現されることとなります。

用意するもの	その地区の住宅地図を拡大したもの 色マジック、ボールペン、付せん紙、透明シートなど
進め方	その地区の住民を対象に、以下の内容で聞き取りをし、その結果を地図上に書き込んでいく。

聞き取りの主な内容

1	住民のたまり場になっているところは？
2	「気がかりな人」は？
3	要援護者同士でどのようにふれあい、支え合っている？
4	「世話焼きさん」はいる？
5	「助けられ下手さん」にさり気なく関わっている人は？
6	福祉サービスを受けている人は？
7	住民はどんな趣味活動をしている？
8	住民はどんなところで「暮らしにくさ」を感じている？

## ポイント

- おおむね 50 ～ 100 世帯を 1 地区として、聞き取りをするとやりやすい。  
最初は地区社協役員や福祉委員が担当地区を対象に行き、その後、その中から見えてきた「世話焼きさん」や「関わっている人」に聞き取りを行っても良い。
- 「一人暮らし高齢者」や「高齢者夫婦のみ世帯」、「認知症の高齢者」、「閉じこもりがちの人」など「気掛かりな人」は、それぞれが分かるように色分けし、地域内での交流や関わりは線で結ぶなどして表現していく。
- 聞き取りはおおむね 1 時間半～2 時間程度を目安に、長時間にならないようにする。
- 支え合いマップに書ききれない詳細な内容は、別に記録しておく。

## 住民の「支え合いマップ」のイメージ



## Q6 小地域福祉活動では個人情報をどのように扱えば良いのですか？

A

お互いが支え合うためには個人情報が必要な場合もあります。使う目的を明確にし、取り扱いをルール化しておきましょう。



### 解説

平成 17 年 4 月、個人情報保護法が施行されて、福祉の分野でも個人情報の入手や利用、提供における適切な取り扱いが求められるようになりました。

これまで小地域福祉活動では、住民の暮らしの悩みや困りごとに関わるが多いため、個人を特定する情報（個人情報）や他人には知られたくない秘密・プライバシー（私的領域）の保護が原則となります。

一方で、当事者への支援やサービスの利用につなげていくためには、入手した個人情報を関係機関との間で共有していくことも必要不可欠になります。

小地域福祉活動において、個人が特定される情報については、プライバシー保護の原則とともに、悪用されたり、当事者の不利益にならないよう、適正な取り扱いをルール化しておく必要があります。

そのポイントは次のとおりです。

- 1 把握する個人情報は、支援や活動において必要な最小限度にとどめる。
- 2 把握した個人情報は、その情報を必要としている活動と関わる関係者のみが利用する。
- 3 体調の変化などで医療機関やサービス実施機関などに個人情報を伝えるときは、その都度、本人・家族に確認し、同意を得る。また、あらかじめそのようなことがあることも説明して、同意を得ておく。
- 4 本人の生命や身体の安全、財産が損なわれるような緊急時、あるいは、その恐れがあると客観的に判断されるときは、生命や身体の安全、財産を守ることを優先する。**3**と同様に、そのような場合には自治体や警察、消防等の公的機関に連絡することについても、あらかじめ同意を得ておく。
- 5 個人情報が記載された資料の保管管理にも細心の注意を払い、みだりに他人の目に触れないようにする。

以上のことは、文章にして、活動を推進する組織内や関係者との間で事前に申し合わせるなどの体制を整えておく必要があります。

また、ルール化した内容については、当事者本人にも伝え、理解してもらうことも必要です。

## Q7 小地域福祉活動にはどんなものがあるのですか？

A 実際に取り組まれている県内の活動事例を紹介します。



### 事例① 地域全体が家族「困ったときはみんなで解決・支援！」〔大野市社会福祉協議会〕

大野市中心部から約 30km 離れている和泉地区（旧和泉村）では、近年、地域の高齢化（H20.12.1 現在 35%）がすすんでおり、日常生活での隣近所同士の支え合いが難しくなりつつあります。

そこで、大野市社会福祉協議会（以下、市社協）では平成 18 年に福祉委員の設置、平成 19 年に地区社会福祉協議会（以下、地区社協）を立ち上げ、一人暮らし高齢者等の安否確認や日常生活でのサポート活動を行っています。

#### 【活動の概要】

##### ① 一人暮らし高齢者宅への防火点検

和泉地区福祉委員会では、暖房器具の使用により火災等の危険性が高くなる冬の時期を前に危険を少しでも減らし、安心して冬を迎えてもらうために、消防署職員の協力を得て、一人暮らし高齢者宅の防火点検を実施しています。

点検日は、福祉委員と消防署職員がペアとなり、同地区内の高齢者宅を訪問しており、その際には、防火点検以外に緊急時の遠方に住む家族の連絡先なども確認し、普段からの見守りに役立っています。



福祉委員・消防署員が訪問

#### 👍 活動のココがポイント

地域の顔見知りである福祉委員が同行することで、高齢者にとって安心感が得られ、心のサポートにもつながっています。

##### ② 一人暮らし高齢者と一緒に買い物

和泉地区社協では、日常生活の中での困りごとや、ニーズを把握するため、平成 19 年度に地域住民を対象にアンケート調査を行ったところ、日々の食料品の買い出しに不便を感じているという、一人暮らし高齢者からの声が多数ありました。そこで、地区社協の協力を得て、希望者を対象にマイクロバスを使った市街地への買い物企画を実施しました。今後も定期的にも実施していく予定です。

##### ③ 世代間交流事業の実施

同地区社協では、地区の子ども会と協力して、ふれあいもちつき大会や自然体験活動などを通じた、世代間交流事業を実施しています。この取り組みにより、高齢者と児童・生徒が世代を超えてふれあい、地域の“つながり”の強化に結びついています。

#### 【活動の成果と今後の取り組みにむけて】

- 福祉委員と消防署職員とが連携したことで、福祉と消防のネットワーク化にもつながっています。
- 今後は、地域のニーズをひとつひとつ拾い上げ、地域みんなで支えていけるよう地区社協中心に住民と市社協が一体となって取り組んでいきます。

**事例② 心をひとつに…3万本の灯火「いけだエコキャンドル」**（池田町社会福祉協議会）

資源循環型社会を目指し、環境問題に取り組んでいる池田町では、廃油の資源再生化運動「菜の花プロジェクト」の一環として、家庭で不要になった食用油からリサイクルして作った廃油ローソク数万本を、秋の夜に町内で一斉に点火する「いけだエコキャンドル」を、平成17年から行っています。

現在、池田町社会福祉協議会（以下、町社協）では、福祉推進員の協力を得て、ふれあいサロンを年間120回ほど開催しています。これらサロンでは、手芸やおやつ作りなどさまざまな活動メニューを行っていますが、参加者が環境について学び、また参加者同士のふれあいを持つことにより、いつまでも元気な体でいられるようにと、このエコキャンドルにも参加・協力しています。

**【活動の概要】**

このエコキャンドルの実施にあたっては、各年代ごとに作業行程と役割を分けています。

そのうちのひとつ、ローソク（キャンドル）づくりでは、①社協デイサービスの利用者、ふれあい・いきいきサロンの参加者、障がい施設の利用者たちが牛乳ビンのふたを利用した芯づくりやローソクづくりを、②環境団体のメンバーや親子が町内のガソリンスタンド等から回収した廃油によるローソクづくりを、③保育園・幼稚園の園児たちが周りを囲む灯籠の絵を描くなど、子どもから大人まで多くの人たちが運営に参加しています。

イベント当日は、ふれあいサロン利用者のお年寄りを若い町民が車に乗せて一緒に出かける姿も見られ、支え合いのまちをつくる一助ともなっています。



サロンでのキャンドルづくりの様子

**👍 活動のココがポイント**

子どもから大人までが無理のない範囲で協力・参加できるため、主体的な関わりを引き出せています。また、まちへの愛着も深まっています。

**【成果および今後の取り組みに向けて】**

- 回を重ねるごとにPRがすすみ、町内外の方の参加も増え、地域ぐるみ（町民総参加）の活動として定着してきています。
- 高齢化が進む中で、町内の人材に限らず、町外の人（若者も含む）を巻き込むことで、町内にはない資源を取り組んで、地域の活性化を図っていきます。
- 大勢の人が少しずつの関わりや協力で光を灯していくことで、子どもから大人までが協働することの意義や達成感・充実感を得やすい環境づくりをすすめていきます。



**事例③** ふれあいサロンと地域密着型小規模多機能ホームとの交流（おおい町社会福祉協議会）

おおい町社会福祉協議会（以下、町社協）では、現在、ふれあいサロンを町内13か所の会場（集会場、集落センター等）で実施しており、福祉推進員や地域のボランティアなどが中心となって、レクリエーションゲームや季節行事などを通じた高齢者の仲間づくり、見守り支援活動を行っています。

また、サロン活動の内容をより充実したものにするため、ストレッチ体操や脳トレ、レクリエーションのすすめ方、サロンの必要性について学ぶ「サロンリーダー研修」も実施しており、現在では町内全域で約30名の方が、地域のサロンで活躍しています。

**【活動の概要】**

平成19年4月、名田庄地域坂本区に「通い」機能を中心に利用者の24時間の生活を支え、必要に応じて「一時的な宿泊」や「緊急時や夜間の訪問」などのサービスを行う地域密着型小規模多機能ホーム「ひだまり」（以下、ホーム）が開設されました。

このホームの開設をきっかけに、自分たちの特技を活かして何か貢献できることはないかとの思いから同地区の有志によるボランティア活動がはじまり、なかでも70歳前後の女性を中心に構成されたふれあいサロン「坂本娯楽クラブ」では、手作りのソファカバーや牛乳パックを利用した座イスなどの寄付のほか、利用者の話し相手や、ホームの夕涼み会にボランティアで参加したり、サロンのクリスマス会にホームの利用者を招待するなど、自分たちにできることを楽しみながら、積極的な交流が図られています。



「ひだまり」開所式の様子

**👍 活動のココがポイント**

福祉推進員をはじめとするキーパーソン（鍵を握る人、欠かせない存在）が複数存在していることが、活動を継続していくうえでの一つの要因となっています。

**【成果および今後の取り組みに向けて】**

- サロンがきっかけとなり、参加者の発意で自分たちの今後の問題（心配ごと）である、福祉用具や介護保険などについての勉強会を開催するなど、住民が主役の取り組みへと広がりをみせています。
- 介護保険や福祉制度では十分に対応できない生活問題や福祉の課題を、住民の力で解決できるようなエンパワーメント※3の実現に向け、町社協は今後も引き続き支援していきます。

※3 エンパワーメント…個人が自分自身の力で問題や課題を解決していくことができる社会的技術や能力を得ること。またはそれらを促す支援方法

## 【参考文献】

---

- 「社協活動マニュアル② 小地域福祉活動の手引」  
全国社会福祉協議会（1992.11）
  
- 「まちを元気に、人を元気に 住民流福祉活動虎の巻」  
木原孝久著・東村山市社会福祉協議会編（1996.12）
  
- 「地域福祉活動リーダーのための 小地域福祉活動の手引」  
— 住民主体の地域コミュニティづくり —  
兵庫県社会福祉協議会（1998.5）
  
- 「これで地域が見えてくる 住民の支え合いマップ作成マニュアル」  
— 聴取から支援課題の抽出まで —  
木原孝久著（2003.2）
  
- 「住民主体の福祉コミュニティづくりに向けて！ “地域福祉” ガイドブック」  
岡山県社会福祉協議会（2004.3）
  
- 「福祉委員、福祉推進員のための 小地域福祉活動ハンドブック」  
滋賀県社会福祉協議会（2005.3）
  
- 民生委員・児童委員のための学習資料「民生委員・児童委員活動と個人情報」  
— 住民の個人情報の適切な取扱いのために —  
全国民生委員児童委員連合会（2005.5）
  
- 「社協活動における個人情報保護（骨子案）」  
全国社会福祉協議会・地域福祉推進委員会資料（2005.12）
  
- 「Yes, We Can! —お隣さんからはじめる地域づくりへの支援」  
社協による地域福祉推進研究会「小地域福祉推進活動推進分科会」報告（2009.3）
  
- 「福祉委員活動推進ガイドブック」  
福井県社会福祉協議会（2007.3）

## 各市町社会福祉協議会への問い合わせ先

社協名	〒	住 所	施 設 名	電 話 番 号
福 井 市	910-0019	春山 2-7-15	市民福祉会館内	<b>0776-26-1853</b>
敦 賀 市	914-0047	東洋町 4-1	市福祉総合センター 「あいあいプラザ」内	<b>0770-22-3133</b>
小 浜 市	917-0241	遠敷 84-3-4	市総合福祉センター 「サン・サンホーム小浜」内	<b>0770-56-5800</b>
大 野 市	912-0084	天神町 7-15	有終会館別館内	<b>0779-65-8773</b>
勝 山 市	911-0035	郡町 1-1-50	市福祉健康センター 「すこやか」内	<b>0779-88-1177</b>
鯖 江 市	916-0022	水落町 2-30-1	市健康福祉センター 「アイアイ鯖江」内	<b>0778-51-0091</b>
あわら市	919-0621	市姫 2-31-6	市老人福祉センター 「市姫荘」内	<b>0776-73-2253</b>
越 前 市	915-0221	杉尾町 1-27-1	市社会福祉センター内	<b>0778-42-0300</b>
坂 井 市	910-0224	丸岡町八ヶ郷 21-7-1	いきいきプラザ霞の郷内	<b>0776-68-5070</b>
永平寺町	910-1313	石上 27-27	上志比やすらぎの郷内	<b>0776-64-3000</b>
池 田 町	910-2511	藪田 5-3-1	総合保健福祉センター 「ほっとプラザ」内	<b>0778-44-7750</b>
南越前町	919-0227	脇本 17-38-1	保健福祉センター内	<b>0778-47-3767</b>
越 前 町	916-0141	西田中 8-20-1	社会福祉センター内	<b>0778-34-2388</b>
美 浜 町	919-1141	郷市 25-20	保健福祉センター 「はあとぴあ」内	<b>0770-32-1164</b>
高 浜 町	919-2372	緑ヶ丘 1-1-1	社会福祉センター内	<b>0770-72-2480</b>
おおい町	919-2111	本郷 82-14	いきいき長寿村・ あみーシャン大飯内	<b>0770-77-3415</b>
若 狭 町	919-1541	市場 18-18	福祉保健総合拠点施設 「パレア若狭」内	<b>0770-62-9005</b>
福 井 県	910-8516	福井市光陽 2-3-22	県社会福祉センター内	<b>0776-24-2339</b>

### 地域福祉活動ガイドブック 小地域福祉活動のススメ

初版 平成 18 年 3 月

平成 21 年 3 月 改訂

発行者：社会福祉法人 福井県社会福祉協議会

〒910-8516 福井市光陽 2 丁目 3-22

TEL. 0776-24-2339

安心を支えます

# ボランティア活動保険

ボランティア活動中のケガや賠償事故を補償

活動場所と自宅との往復途上の事故も補償

ケガのための入院を事故の日から1,000日まで補償

ボランティア自身の食中毒・熱中症・特定感染症もOK

天災タイプでは地震・噴火・津波によるケガもOK

保険料 (掛金)	Aプラン.....	260円
	Bプラン.....	420円
	Cプラン.....	590円

天災危険補償タイプもあります。

## ボランティア行事用保険

地域福祉活動の一環として行うボランティアに関する行事におけるケガや賠償事故を補償!

- 行事参加者(主催者を含む)全員のケガを補償(往復途上も含む)
- 行事主催者の賠償事故も補償

## 福祉サービス総合補償

ヘルパー・ケアマネジャー等の活動中のケガや賠償事故を補償!



- 在宅福祉サービス (公的介護保険対象外サービスを含む)
- 障害福祉サービス
- 地域福祉サービス
- 児童福祉サービス
- 障害者地域生活支援事業 など

## 送迎サービス補償

送迎・移送サービス中の自動車事故等によるケガを補償!

- 送迎・移送サービス利用者を特定したプラン
- 送迎・移送サービスのための自動車を特定したプラン

お申込み、ご照会は、あなたの地域の社会福祉協議会へ

社会福祉法人  
**全国社会福祉協議会**

団体契約者

この保険は、全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約です。

取扱代理店 ▶ 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763

<http://www.fukushihoken.co.jp>

<引受幹事保険会社> 日本興亜損害保険 株式会社